

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、初任給調整手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 規則第9条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、教育職給料表の適用を受ける職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下第4条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間内に行われたものとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第4条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等規程（平成22年規程第28号）第19条の規定による育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からそのを超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は出向された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（規則第31条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該出向の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第2条、第3条及び前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める職員の初任給調整手当は、理事長が別に定めるものとする。

第5条 第2条に規定する職員となった者（第3条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、そのを超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第6条 削除

(支給要件の改正の場合の措置)

第7条 第2条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

第8条 国、地方公共団体、他の大学等から引き続いて採用された職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により公立大学法人埼玉県立大学の職員となった者を含む。）が、第2条の規定により手当を支給される職員となった場合の当該手当の支給期間及び支給額については、当該職員の国、地方公共団体、他の大学等における在職期間（手当に相当する手当の支給を受けなかった期間を除く。）を法人において手当に相当する手当が支給されていた期間とみなして決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年12月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

職員の区分 期間の区分	平成11年4月1日 以降に初任給調整手 当の支給対象となっ た職員	平成11年3月31 日以前に初任給調整 手当を支給すること とされていた職員
1年未満	51,600円	222,700円
1年以上 2年未満	51,600	222,700
2年以上 3年未満	51,600	222,700
3年以上 4年未満	51,600	222,700
4年以上 5年未満	51,600	222,700
5年以上 6年未満	51,600	222,700
6年以上 7年未満	49,800	222,700
7年以上 8年未満	48,000	222,700
8年以上 9年未満	46,200	222,700
9年以上 10年未満	44,400	222,700
10年以上 11年未満	42,600	222,700
11年以上 12年未満	40,800	222,700
12年以上 13年未満	39,000	222,700
13年以上 14年未満	37,200	222,700
14年以上 15年未満	35,800	222,700
15年以上 16年未満	34,400	222,700
16年以上 17年未満	33,000	219,400
17年以上 18年未満	31,600	216,100
18年以上 19年未満	30,200	212,800
19年以上 20年未満	28,800	209,500
20年以上 21年未満	27,400	206,200
21年以上 22年未満	26,800	198,500
22年以上 23年未満	26,200	190,600
23年以上 24年未満	25,200	183,100
24年以上 25年未満	24,600	176,200
25年以上 26年未満	24,000	167,500
26年以上 27年未満	23,400	156,000
27年以上 28年未満	22,800	144,900
28年以上 29年未満	22,000	133,500
29年以上 30年未満	21,700	122,100
30年以上 31年未満	21,300	109,900
31年以上 32年未満	20,700	97,700
32年以上 33年未満	19,800	85,700
33年以上 34年未満	18,900	65,900
34年以上 35年未満	18,200	47,500

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。